

## 地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる 指定居宅介護支援事業者等について

地域包括支援センターで行っているケアマネジメントは、法令に基づき、①指定介護予防支援及び②介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務の一部委託が認められています。

これについて、令和6年度に当区の地域包括支援センター（ケア24）が業務の一部を委託（再委託）することができる指定居宅介護支援事業所等について、以下のとおり報告します。

### 1 地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業所

#### (1) 根拠法令

##### ① 介護保険法第115条の23第3項

指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

〈参考〉

介護保険法施行規則第140条の36

介護保険法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

##### ② 介護保険法第115条の47

第4項 区市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができる。

第5項 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

〈参考〉

介護保険法施行規則第140条の71

介護保険法第115条の47第5項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

#### (2) 対象となる指定居宅介護支援事業所一覧

別紙1のとおり

### 2 国の法令改正等に基づき、介護予防支援を実施する居宅介護支援事業所の指定について

別紙2-1のとおり